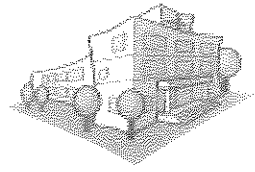


# 医療機関と民事再生

片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山卓朗



Vol. 8 (終)

## 民事再生手続が経営者に及ぼす影響

前回までは医療機関の再建にとって、民事再生手続が有効な手段であることについて説明しましたが、最後に、医療法人を民事再生手続によって再建した場合に、理事長個人にどのような影響があるかについて説明します。

会社更生法の場合には、会社を再建するにあたり、経営者が交代することを原則としておりますが、民事再生法の場合には、原則として従来の経営者が継続して再建にあたることを建前としております。したがって、法的には、従来の経営者が経営を続けることに問題はないのですが、一般の営利企業の場合には、債権者から経営責任の一環として、経営者の交代を求められることも少なくありません。ところが、医療機関の場合には、よほどの事情がない限り、債権者から経営者の交代を求められることはありません。医療法人の場合には、原則として理事長は医師でなければならない定めとなっています。一度経営が破綻した医療法人の理事長となることを了解する医師を新たに探すことは困難です。したがって、従来の理事長である医師に継続して理事長に留まってもらい、医療機関の再建に尽力してもらう必要があるのです。

問題は、理事長個人が連帯保証をしている場合、医療法人の債務が生じることです。医療法人が金融機関から借り入れをする際や、リースをする際には、通常理事長個人が連帯保証することを求められます。そして、民事再生手続によって医療法人の債務が大幅にカットされたとしても、理事長個人の連帯保証債務については、影響がないのです。要するに、理事長個人は、民事再生手続とは関係なく、連帯保証債務の履行を迫られることとなります。医療法人が支払えなかった多額な債務を理事長個人が支払える

はずはありません。それではどうしたらよいのでしょうか。

一つは、医療法人について民事再生の申立をすると同時に、理事長個人についても民事再生の申立を行う方法です。その場合には、医療法人の連帯保証債務以外の理事長個人の借金についても、民事再生手続の対象となります。理事長個人についても、医療法人の場合と同じように再生計画案が策定され、債権者集会において決議されることとなります。通常は、再生債権者に対し、理事長個人が医療法人から受け取る報酬のうち、一定の額を何年間にわたって債権額に応じて公平に弁済するといった再生計画案となります。医療法人の再生計画案に賛成する債権者の多くは、理事長個人の再生計画案にも賛成するので、大抵は理事長個人についても再生計画が認可されることとなります。

一つは、理事長個人について自己破産をする方法です。破産手続によって医師の資格にはなんの影響もありませんし、医療法人の理事長を続けることにも問題はありません。破産手続を採れば、理事長個人が医療法人の連帯保証の履行を求められることはありません。理事長個人の自己破産手続には、同時に免責の手続も用意されております。免責手続は、個人が破産した場合における手続で、一定の条件を満たした債務者については、裁判所の命令で破産債権からの追及を免れることができる手続です。詐欺的な行為によって債務を負担することとなった場合や無謀なギャンブルなどによって債務を負担することとなった場合など、よほど悪質な場合でない限り免責されることとなります。

(本シリーズは今回で終わりです)